

## 中国金融業を変えるフィンテックの発展 ～技術革新が金融変革の推進力に

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス .....2

#### 中国金融業を変えるフィンテックの発展～技術革新が金融変革の推進力に.....2

- ▶ フィンテック(FinTech、Financial Technology の略)とは、金融と技術を組み合わせた造語である。具体的には、従来型金融機関が科学技術手段を利用してイノベーションを推進し、効率性を向上させ、顧客体験を最適化することのほか、新型ベンチャー企業が科学技術手段を利用して新たな金融商品を打ち出す、または従来型金融機関に技術サービスを提供することを指す。フィンテックは技術進歩による金融革新であり、新たな業務モデルや金融商品を作り上げることで、金融市場や金融機関に大きな影響を及ぼした。
- ▶ フィンテックは、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人口知能(AI)、ブロックチェーンなど一連の技術革新に基づき、決済・清算、貸借・融資、資産運用、リテールバンキング、保険、デジタルマネーなど六つの金融分野に応用されることであり、金融と技術のさらなる融合を実現することは、将来の金融業の発展方向および金融市場発展の新たな推進力になると見込まれる。

### 稲垣清の経済・産業情報 .....10

#### 党大会の代表選出始まる..... 10

- ▶ 2017年下半期に開催が予定されている19回党大会の代表は、「6月までに選出すること」と指示されている(《關於党的十九大代表選舉工作的通知》中委2016年605号文件)。期限まで約2ヶ月であるが、19党大会代表は、31地方を含む、40の選挙単位から選出されるが、選出が発表されている単位および地方は限られている。ここでは、これまでに発表された貴州、青海そして、安徽省の3つの地方における代表の特徴をみる。

### BTMUの中国調査レポート(2017年5月).....13

## メインピックス

### 中国金融業を変えるフィンテックの発展～技術革新が金融変革の推進力に

過去10年間、モバイルインターネットの発展により、スマートフォンやビッグデータなどの技術を使った便利な金融サービスが次々と生まれ、モバイル決済、P2P融資(インターネット上の貸借)、クラウドファンディング、ネット金融商品といった細分化分野が急成長を遂げ、人々の消費・理財習慣やライフスタイルを大きく変えた。

フィンテック(FinTech、Financial Technologyの略)とは、金融と技術を組み合わせた造語である。具体的には、従来型金融機関が科学技術手段を利用してイノベーションを推進し、効率性を向上させ、顧客体験を最適化することのほか、新型ベンチャー企業が科学技術手段を利用して新たな金融商品を打ち出す、または従来型金融機関に技術サービスを提供することを指す。フィンテックは技術進歩による金融革新であり、新たな業務モデルや金融商品を作り上げることで、金融市場や金融機関に大きな影響を及ぼしている。

フィンテックは、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人口知能(AI)、ブロックチェーンなど一連の技術革新に基づき、決済・清算、貸借・融資、資産運用、リテールバンキング、保険、デジタルマネーなど六つの金融分野に応用されることであり、金融と技術のさらなる融合を実現することは、将来の金融業の発展方向および金融市場発展の新たな推進力になると見込まれる。

### I. 中国におけるフィンテックの発展

#### 金融IT(2013年前):金融の情報化

「金融IT」とは金融の情報化であり、IT技術を通じて金融機関に業務サポートを提供し、金融業務の情報化と電子化を実現し、効率向上を図ることが目的である。この段階で、金融ITは金融機関のITシステムとして存在し、金融業務に携わらず、代表的なソフト・ハードウェアやサービスにはATM、POSレジ、銀行のコアシステム、貸付・清算・資産運用・資産管理システム、インテグレーションサービス、メンテナンスサービスなどが含まれている。

#### インターネット金融(2013～2015年):金融のインターネット化

3G・4Gネットワークの中国での普及およびiphoneに代表されるスマートフォンの活用により、モバイルインターネットの応用が進んでおり金融業務もインターネットと深く融合するようになった。2007年に中国初のP2Pネット貸借プラットフォーム「拍拍貸」が設立、2011年に中国初のクラウドファンディング・プラットフォーム「点名時間」が設立、また同年から中国人民銀行はインターネット企業向けに第三者決済業務の資格を付与し始めた。2013年は「インターネット金融の元年」と見なされており、6月にアリババの「余额宝」のリリースをスタートとして、中国はインターネット金融の時代を迎えた。それに続いて、百度や網易金融も理財プラットフォームをリリースし、2014年にアリババとテンセントは民営銀行の設立に乗り出した。この時点から、第三者決済、ネット貸借、ネット資産運用を含んだ主流のインターネット金融モデルが確立し、爆発的な成長を遂げた。また、従来型金融機関もインターネット技術によって業務モデルを大きく変革させし、ネットバンキングや保険など一連の新型プラットフォームをリリースした。

この頃は「インターネット金融」の段階と言われており、インターネットまたはモバイル通信技術を通じて、資金の融通・決済や情報仲介を実現する新たな金融モデルがそれである。その本質は従来の金融チャネルに対する変革であり、金融業務のオンライン化により、より高い参加率、より低いコスト、より便利な操作を実現した。この段階でインターネット金融が金融業務を扱うようになり、代表的な業務にはモバイル決済、P2Pネット融資、クラウドファンディング、ネット小口貸付、ネット金融商品販売、ネット保険などが含まれている(図表1)。

## フィンテック(2016年以降):金融のデジタル化、スマート化

利用者を中心とするインターネット時代に、インターネット金融機関や従来型金融機関がともに、利用者規模拡大と利用者体験に力を入れてきた。一方、2016年に入ってから、ネット利用者数とモバイルインターネット利用者数の伸び率は10%以下に低下したほか、インターネット大手の競争優位性が見られるようになり、シェア拡大のためのコストが増大している。かかる中、技術の重要性がインターネット金融分野で注目されるようになり、また、政策推進により、フィンテックは中国で金融業発展の新しい展開を迎えた。

【図表1】インターネット金融の業務分野

従来型金融業務	インターネット金融	代表企業
支払決済	第三者決済	アリペイ、テンペイ
資産運用	ネット資産運用	螞蟻金服、東方財富、陸金所、宜信
貸借	ネット貸借	螞蟻金服、陸金所、宜信、趣分期
オフラインでの資金調達	クラウドファンディング	点名時間、無憂籌、蘇寧衆籌、京東衆籌
銀行	ネット銀行	百信銀行、蘇寧銀行
保険	ネット保険	衆安保険、易安保険、泰康在線

(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

当面、中国のフィンテックは、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人口知能、ブロックチェーンといった技術を駆使して金融業務を見直し・変革することで、デジタル化やスマート化を実現することである。インターネット金融の代表的な業務モデルに加え、ビッグデータによる信用調査、ロボアドバイザー(自動資産運用サービス)、サプライチェーン金融などがその一例である。

### 監督管理:野蛮成長から規範化へ

近年、中国でインターネット金融が急成長を遂げたのは、「普惠金融(金融包摂)」の供給不足およびインターネット金融会社が監督管理緩和の下で行われた収益最大化の経営活動が原因であるとみられる。従来型の金融機関は富裕層顧客を重視する傾向が強く、一般個人や中小企業に対する金融サービスが欠如しているため、インターネット金融は従来型金融との差別化に成功して、競争優位性を獲得した。一方、2013年以降、P2P金融に代表されるインターネット金融は政策変動に大きく左右され、初歩成長期---爆発的成長期---野蛮的成長期---リスク続出期---全面監督管理期という発展プロセスを経過した。

2014年の政府活動報告ではインターネット金融の健全な発展の促進について言及したことから、インターネット金融を国家戦略レベルに位置付けられたことや、中国政府がインターネット金融を重視する姿勢を示したことがインターネット金融に優位な環境を与えた。2015年7月、中国人民銀行は「インターネット金融の健全な発展を促進することに関する指導意見」を公布し、インターネット金融が野蛮的成長期を終えたことを示している。2016年3月、中国インターネット金融協会が設立し、業界の参入ハードルを引き上げ、規範化と健全な発展の道を歩み出した。2016年8月、中国人民銀行は「ネット貸借情報仲介機関業務活動管理暫定弁法」を公布し、P2P金融の仲介機関の本質および小口・分散化を図った(図表2)。

欧米型のフィンテックに比べ、インターネット金融は中国特有の概念と言われている。両者の区別として、フィンテックは技術革新、インターネット金融はビジネスモデルの革新を特徴としている(図表3)。インターネット金融はフィンテックに包括されており、フィンテックが中国独特の市場環境で生まれた初期段階であると思われる。

【図表2】インターネット金融に関する主要政策

時期	文書名	内容
2013年11月	三中総会の「改革の全面的な深化に向けての若干の重大な問題に関する決定」	普惠金融を発展、金融革新を奨励、金融市場のレベルと商品を多様化する
2014年3月	「政府活動報告」	インターネット金融の健全な発展を促進、金融監督管理協調体制を整備。小型零細企業や「三農」向けの金融サービスするを強化
2014年3月	「スマートフォン決済業務の発展に関する指導意見」	第三者決済の1件当たり消費額は5,000元、月間消費額は1万円をそれぞれ超えない;1件当たり送金額は1,000元、年間送金額は1万円をそれぞれ超えない
2014年12月	「私募株式投資型クラウドファンディング管理弁法(試行)(意見聴取稿)」	株式投資型クラウドファンディングの備案登記、参入、発行方式や範囲、投資者などについて明確化
2015年3月	「政府活動報告」	インターネット金融の健全な発展を促進。株式投資型クラウドファンディング融資試行を展開し、金融改革の内容とする
2015年7月	「『インターネット+』行動の積極的な推進に関する指導意見」	インターネット金融の健全な発展を全面的に促進、金融機関やインターネット企業がネット貸借、ネット証券、ネット保険、ネットファンド販売など四つの業務展開を支援、保険業がインターネット金融リスク防止における役割を十分に発揮
2015年9月	「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」	「一行三会」(中央銀行、銀監会、証監会、保監会)はインターネット金融を七大業務分野別に監督管理を行う
2015年8月	「非銀行決済機関ネット決済業務管理弁法(意見聴取稿)」	決済口座を分類、限度額管理を行い、決済機関は金融業務に従事する機関向けに決済口座の開設を禁止
2015年11月	「国民経済と社会発展の第13次五カ年計画の策定に関する建議」	金融体制改革を加速、金融が实体经济にサービスする効率を向上、インターネット金融の発展を規範化
2016年8月	「ネット貸借情報仲介機関業務活動管理暫定弁法」	ネット貸借は仲介本質に回帰、備案制監督管理を実施。ネット貸借の少額・分散化の理念を明確化

(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

【図表3】フィンテックとインターネット金融の比較

	フィンテック	インターネット金融
範囲	金融サービスのすべての部分(システム構築、取引決済、商品設計、リスク防止、営業)をカバー	営業などのフロント部分に集中
推進力	科学技術革新	ビジネスモデル革新
技術	金融に応用されるすべての技術革新	インターネット技術、情報通信技術
対象顧客	すべての金融サービスの参加者(富裕層と一般個人)	ネット利用者、中小型顧客(普惠金融)
影響	金融業の変革を全面的に推進、従来型金融と相互補完の関係	金融サービス市場を拡大したがリスクも増加
監督管理	金融本質に注目、監督管理しやすい	監督管理の未整備によりリスクが続出

(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

## II. 中国におけるフィンテックの応用分野

従来の金融体系は決済、貸借、証券、保険などから構成されるが、中国の金融業は、①商品の単一化、②金融資源配置の不均衡化、③サービス効率の低さ、④リスクを反映した価格設定の弱さ、⑤金融資源独占の程度の高さ、⑥分業監督管理体制<sup>1)</sup>による金融革新の抑制、といったデメリットがあると思われる。従来型金融業の発展を抑制している分、フィンテックの発展機会が大きく、とりわけ、決済、理財、消費金融などの面におい

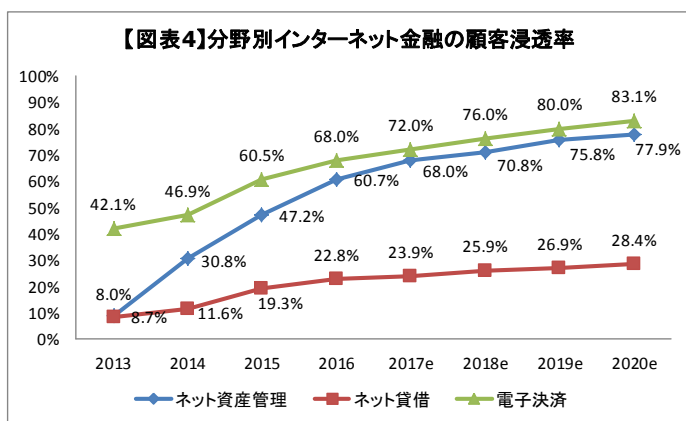
<sup>1)</sup> 中国銀行業監督管理委員会は銀行業、中国証券業監督管理委員会は証券業、中国保険業監督管理委員会は保険業をそれぞれ管理することである。この三大金融管理部門は相互に強い関連を持ちながらもそれぞれ独立した分業経営、分業管理システムを形成している。



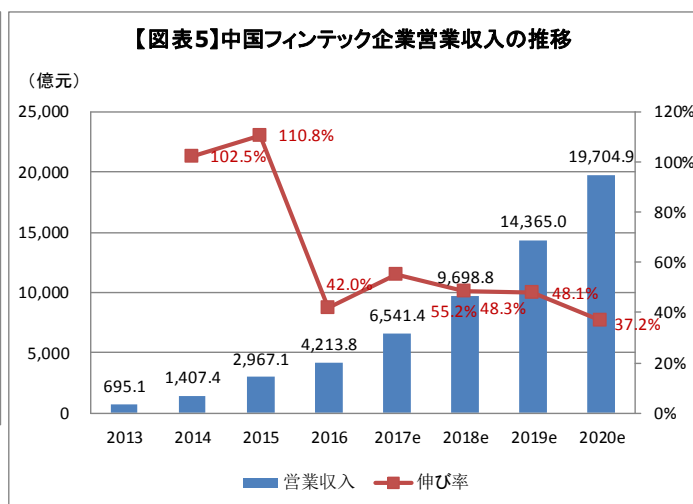
て、従来の金融業の変革を加速させている。

フィンテックの主な応用分野として、決済・清算、貸借・融資、リテールバンキング、資産運用、保険、デジタルマネーなどが挙げられる。2016年、中国のフィンテックがサービスを提供する対象者のうち、電子決済の顧客浸透率<sup>2</sup>が最も高く、次いでネット資産運用となっている。両者はいずれも60%以上に達している。一方、参入ハードルが高いため、ネット貸借の顧客浸透率は22.8%にとどまる(図表4)。ただし、浸透率はネット貸借が実際に行われた顧客を対象とするが、このほかにもインターネット金融企業は通常すべての顧客に対して与信を行うことから、実際にはこういった準与信顧客もネット貸借の対象顧客となっている。

2016年からフィンテックの概念が盛んに唱えられてきたものの、2016年の中国のフィンテック企業の営業収入は4,213.8億元となり、伸び率は42%に低下。今後数年は低水準で推移すると予測される(図表5)。その原因として以下3点が考えられる。①インターネット金融、特にネット貸借業界に対する引締め策により、多くのネット貸借関連のフィンテック企業の営業収入は大幅に減少、②フィンテックは金融業務のバックエンドに集中するという位置付けにより、業界の伸び率はそれほど高くない、③中国のフィンテックはインターネット金融にサービスを提供する形で存在してきたが、インターネット金融を離脱して独立した後、より科学的なビジネス環境を形成する。主導地位にある企業は収益の最大化を実現し、業界の伸び率に貢献することができると思われるが、市場研究機関iResearchの予測ではそれまでに5年間前後を要すると見込まれる。



(出所) 中国インターネット情報センター、iResearchのデータを基に当行中国調査室作成



(出所) 企業取材、上場企業決算報告、公開市場情報などによるiResearchの推計データを基に当行中国調査室作成

### 第三者決済

第三者決済はインターネット金融の発展の基礎であり、大半のネット利用者は決済業務を利用することから、消費者に対して決済を出発点として、様々なインターネット金融業務を打ち出すことができる。インターネット第三者決済は、より便利な決済体験を提供したほか、生活に不可欠なものとして、ネット通販、飲食、デリバリー、交通、旅行、公共料金支払、オフラインショッピングなど様々な消費シーンへ拡大し、利用者と各種インターネットサービスをつなぐようになった。また、収集された顧客の取引データはビッグデータ分析により、消費金融や小口貸付サービスにも活用されている。十数年の発展を経て、アリババ傘下の支付宝(アリペイ)やテンセント傘下の財付通(テンペイ)に代表される第三者決済は、インターネット金融の最も成熟かつ最大規模のプレーヤーとなり、銀行や銀聯が主導する決済市場に影響を及ぼし、消費者習慣を変えることで、決済市場全体を大きく変えた<sup>3</sup>。

第三者決済のモデルにはネット決済、プリペイドカード発行・受理、銀行カードのアクワイアリングなどが含ま

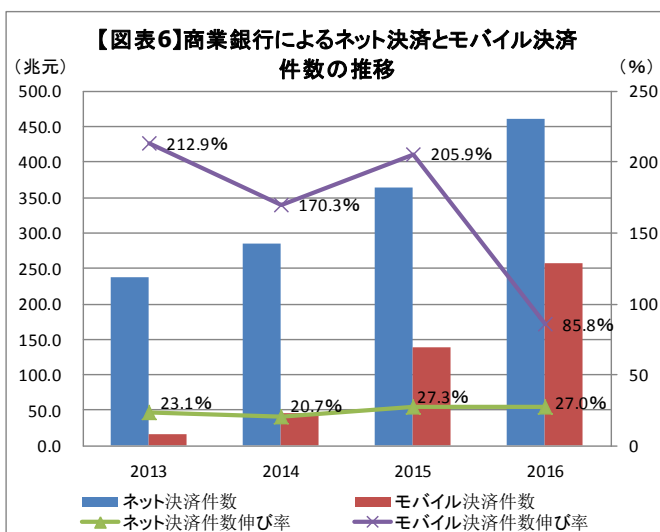
<sup>2</sup> 浸透率: 業界の実際利用者に占めるインターネット利用者の割合。

<sup>3</sup> 詳細について経済週報第281号「中国決済市場の発展動向について～モバイル決済に注目」をご参照ください。

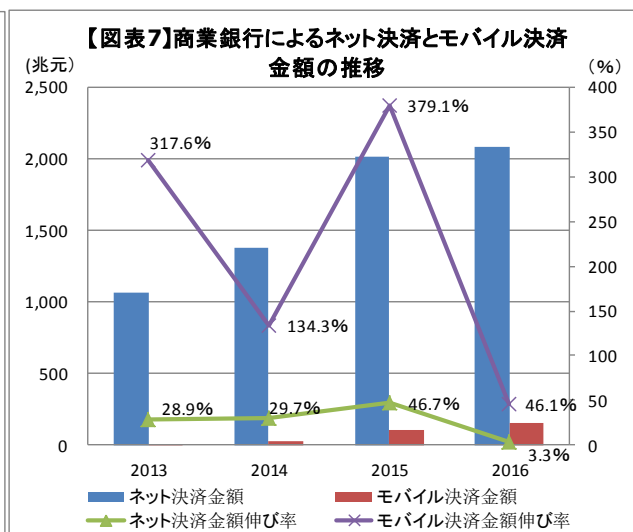
[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20151217\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20151217_001.pdf)

れているが、うちネット決済にはインターネット決済、モバイル決済<sup>4</sup>、固定電話による決済、デジタルテレビによる決済などが含まれている。利用者の安定的な増加、決済モデルや決済シーンの革新により、モバイル決済規模が急増している。中国人民銀行の統計によると、2016年、商業銀行によるネット決済業務件数は前年比27%増の461.8億件、金額は同3.3%増の2,084兆9,500億元となった。商業銀行によるモバイル決済業務件数は同85.8%増の257.1億件、金額は同46.1%増の157兆5,500億元となった(図表6、7)。モバイル決済は高頻度かつ少額の特徴を有しており、2016年のネット決済とモバイル決済の1件当たり取引額はそれぞれ45,150元と6,127元となっている。

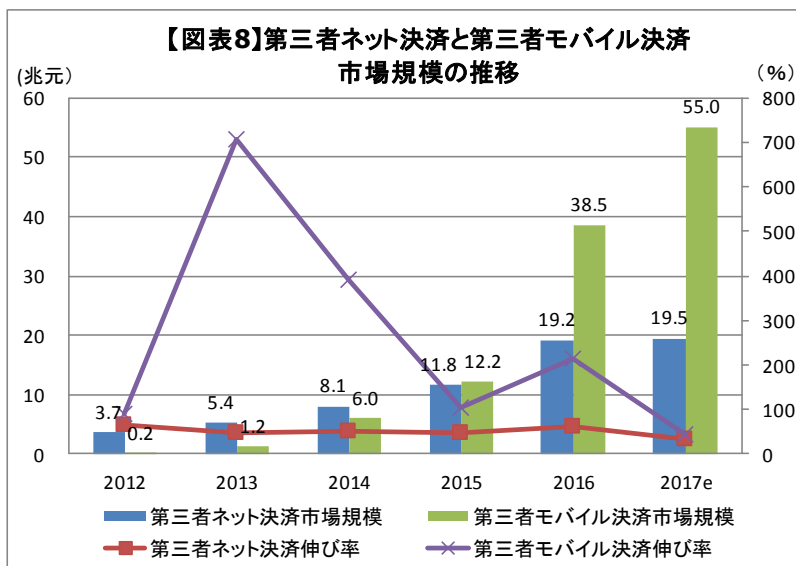
また、Windのデータによると、2016年の第三者ネット決済の市場規模は前年比62.2%増の19兆2,000億元、第三者モバイル決済の市場規模は同215.4%増の38兆5,000億元に達し、2015年から第三者モバイル決済の市場規模は第三者ネット決済を超えている(図表8)。市場シェアについて、2016年第4四半期、アリペイとテンペイが中国モバイル決済市場に占める割合はそれぞれ54.1%と37%となり、両社合計で市場シェアの91%を占めている。ネット通販から始まり、ネット経済発展の恩恵を受けた第三者決済は、通信・IT技術の発展、決済機関の強化、零細企業の決済需要の取込みにより、今後とも安定して成長することが見込まれる。



(出所) 中国人民銀行のデータを基に当行中国調査室作成



(出所) 中国人民銀行のデータを基に当行中国調査室作成



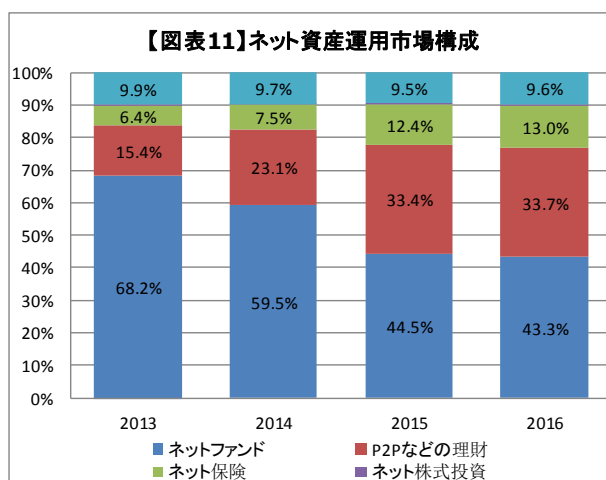
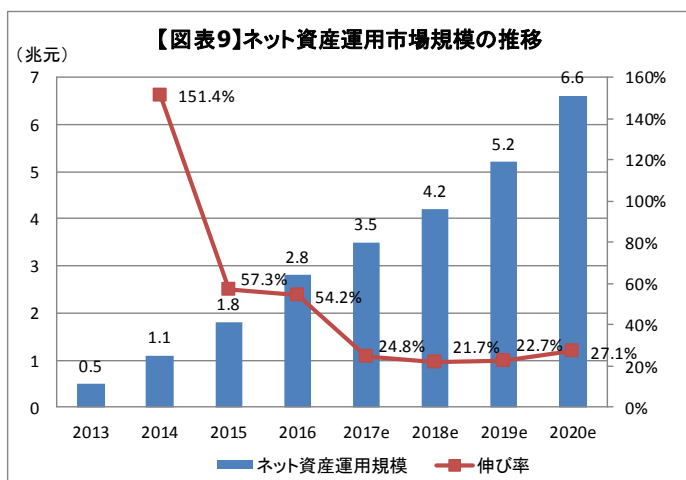
(出所) Windのデータを基に当行中国調査室作成

<sup>4</sup> 詳細について経済週報第338号「中国のモバイル決済市場が急成長～インターネット大手と銀聯の争い」をご参照ください。  
[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20170223\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20170223_001.pdf)

## ネット資産運用

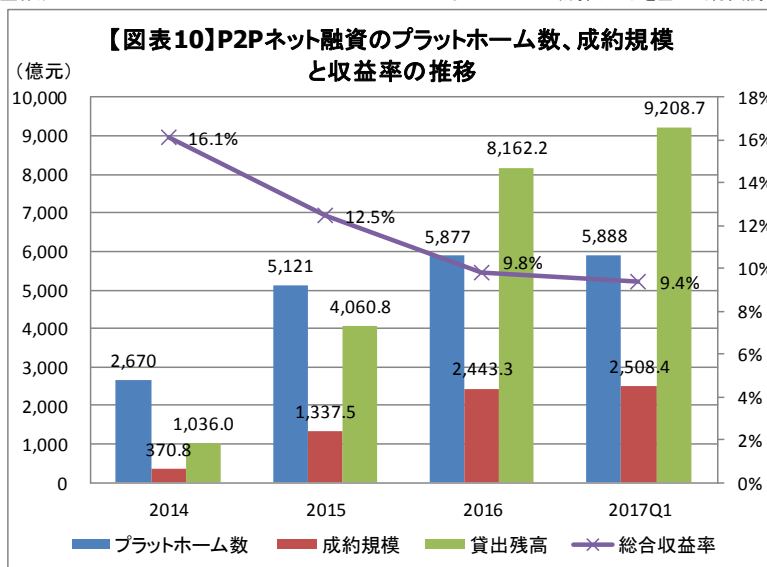
インターネット金融は従来の金融業務のハードルを引き下げ、ネットチャネルを通じて、分かり易くて簡単に操作できる金融商品を利用者に提供した。2013年6月、アリババはオンラインMMF金融商品「余额宝」をリリースし、2014年には爆発的なヒット商品となった<sup>5</sup>。これがネット理財市場の引き金となり、2015～2016年、関連理財商品が続出し、ネット金融商品も単なるファンドからあらゆる分野へ拡大した。2016年のネット資産運用市場規模は前年比54.2%増の2兆7,732億元となり、今後、ネット理財市場規模が安定的に成長し、ネット理財は主な理財チャネルになると予測される。一方、利用者の理財認知度が既に高水準にあることから、今後の伸び率は20%台で推移すると見込まれる(図表9)。

P2Pに代表される非標準化理財は過去5年間、急速に成長しており<sup>6</sup>、2016年のインターネット金融に対する規制強化およびネット貸借プラットフォーム管理細則の公布<sup>7</sup>による管理強化の影響を受け、プラットフォーム数と総合収益率は低下したものの、成約規模は着実に増加している。網貸之家のデータによると、プラットフォーム数は2012年の200社前後から2017年4月の5,890社に、累計ベース成約規模は2011年の84億元から2017年3月の4兆1,053億元にそれぞれ急増した(図表10)。



(出所) 企業取材、証券投資基金業協会、保険業協会、公開市場情報などによるiResearchの推計データを基に当行中国調査室作成

(出所) 企業取材、証券投資基金業協会、保険業協会、公開市場情報などによるiResearchの計算データを基に当行国調査室作成



(出所) 網貸之家のデータを基に当行中国調査室作成

<sup>5</sup> 詳細について経済週報第196号「余额宝」をめぐる争い～規模の急増に伴うリスクと影響」をご参照ください。

[https://reports.btmuc.com/fileroot\\_bj/FILE/full\\_report/140319\\_01.pdf](https://reports.btmuc.com/fileroot_bj/FILE/full_report/140319_01.pdf)

<sup>6</sup> 詳細について経済週報第265号「中国のP2P市場が急成長～市場混乱防止のため、業界規制の策定が急務に」をご参照ください。

[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20150812\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150812_001.pdf)

<sup>7</sup> 詳細について経済週報第322号「インターネット金融の「シャドーバンキング化」を防止～ネット金融全体への規制強化計画が公開」をご参照ください。[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20161027\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20161027_001.pdf)

ネット資産運用市場の構成をみると、ファンドは最大のシェアを占めているが、ファンド市場全体の収益鈍化や資本市場動向の影響を受け、新たなヒット商品が出ない限り、さらなるシェア拡大は見込まれない。P2Pなどの非標準化理財も政策規制により、シェアの伸びが限られると見込まれる(図表11)。

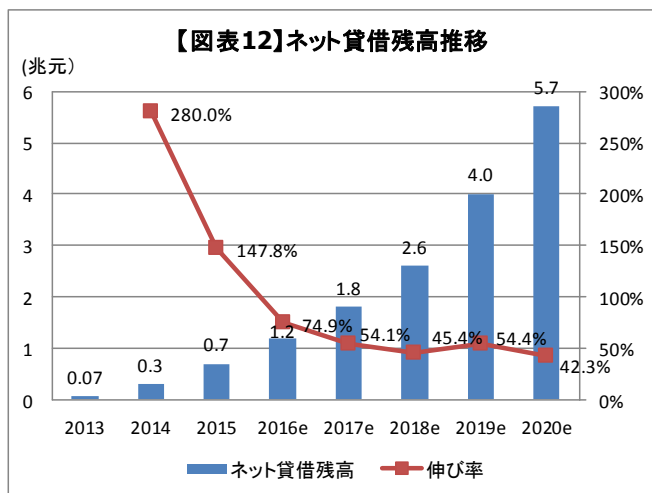
従来の資産運用はファンド、債券、信託、非標準化理財などを通じて業務を展開しており、資産配分や投資決定は投資マネージャーの個人投資能力や経験による影響が大きい。自動資産運用サービスによって、お客様のリスク選好に基づき最適な資産ポートフォリオや投資決定を自動的に実行し、最低投資額を設けず投資収益が比較的安定していることから、従来の投資管理モデルを変えていくと言われている。

### ネット貸借

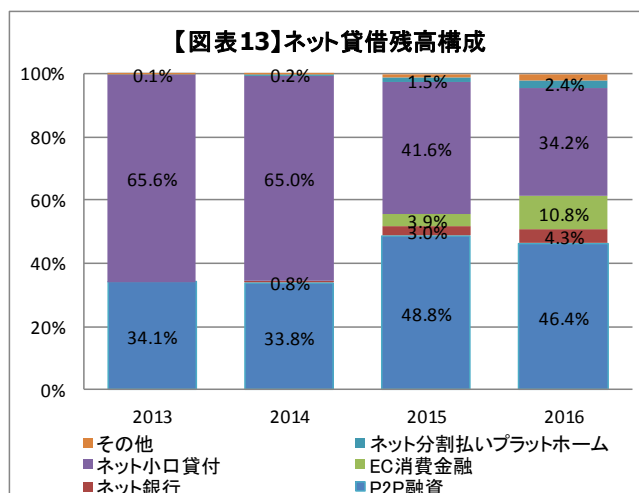
貸付は金融の主要業務であるが、審査プロセスやリスクコントロールなどの要因により、中国のネット貸借市場の発展は理財分野ほど活発化していない。ネット貸借の対象は担保無しの個人ローンや中小企業向けローンに集中しており、ビッグデータを活用したリスクコントロール技術によって、中小企業や一般個人など従来の金融サービスがカバーしていないロングテール顧客まで浸透し、多種多様な資金調達ニーズを満たすようになった。一方、利便性の向上によりネット貸借ニーズが増えており、ネット貸借残高が急増しているが、頻繁に起きる貸倒問題はネット貸借が普及しきれない要因であると思われる。

中国のインターネット金融は決済からスタートしたが、発展と普及はP2Pネット融資によるものである。2007年に初のP2Pプラットフォームが中国で誕生して以来、ネット貸借残高は安定的に増加しており、2016年12月末時点で1兆1,601億元に達し、今後5年間は50%前後の伸び率を維持する見込みである(図表12)。

ネット貸借残高の構成をみると、P2Pネット融資は最も基礎的なモデルであり、全体に占める割合が最大である。ネット小口貸付は貸付商品のネット販売に似ている。ネット貸借の発展初期はネット小口貸付に対する位置づけが不明確であったが、今後、その他のモデルに代替される可能性が高い。EC消費金融は従来型消費金融の高度化したものであり、EC業界の発展に伴い、今後シェアが拡大する見込みである。ネット銀行は従来型銀行の業務の多様性を有する上、ビッグデータを活用したリスクコントロール技術を融合し、ロングテールユーザーをカバーしているため、将来の潜在力が大きいと思われる(図表13)。



(出所) 企業取材、証券投資基金業協会、保険業協会、公開市場情報などによるiResearchの推計データを基に当行中国調査室作成



(出所) 企業取材、証券投資基金業協会、保険業協会、公開市場情報などによるiResearchの計算データを基に当行中国調査室作成

8 ロングテール(The Long Tail)とは、インターネットを用いた物品販売の手法、または概念の1つであり、販売機会の少ない商品でもアイテム数を幅広く取り揃えること、または対象となる顧客の総数を増やすことで、総体としての売上げを大きくするものである。銀行業では、20%の顧客が80%の利益を生み出すという見方があり、富裕層顧客や大手企業を経営重点とする一方、中小企業や一般個人が重視されない傾向が強い。ロングテール理論では、このような顧客の価値を再認識し、1人当たりの取引額が少なくても、巨大なユーザー規模によって、大きな価値を生み出すことができると考えられる。

9 詳細について経済週報第332号「中国の「消費金融」業界が急成長～市場余地は大きい、信用体系の整備が必要」をご参照ください。[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20170105\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20170105_001.pdf)



### Ⅲ. 技術革新は金融業の変革を促進

中国では企業の投融資需要や個人の消費・理財需要が高まっている中で、金融体系の発展は未だ初期段階にあり、市場需要に十分満たしていないことから、インターネット金融は発展余地が大きい。フィンテックが従来型金融への浸透・改造・革新はトレンドになりつつある中、中国はインターネット金融を基にフィンテックを発展する優位性を有しており、今後の市場潜在力が大きいと思われる。

従来の金融業に比べ、フィンテックはコストが低く、効率が良く、優れた顧客体験といったメリットを有している。フィンテック業界の参入者は従来型金融機関に加え、インターネット大手企業、金融IT企業などとなっているが、顧客増、金融サービス経験の改善、技術力向上、イノベーション力において各方面が協力して業界競争力を向上させることが求められている。

インターネット金融からフィンテックに至るまで、ビジネスモデルと技術の革新は金融業の経営理念やビジネスモデル、さらに将来の金融業の変革に深く影響し、従来型金融機関の業務内容や収益構造に変革を促すことが見込まれる。その背景には、①モバイルインターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、人口知能といった技術の向上、②金融業自身の高水準なデジタル化率、③政策面でのサポート、などの要因が挙げられる。PwCのアンケート調査によると、83%の金融機関の被調査企業は一部の業務はフィンテック企業に取って代わられる可能性が高いと答え、銀行業の同割合は95%に達した。資金振替・決済業界と銀行業の被調査企業はフィンテック企業に市場シェアを取られる割合をそれぞれ28%と24%と予測している。

フィンテックの各金融業務への浸透度の上昇に伴い、監督管理の整備が迫られている。中国人民銀行はこのほど、「金融科技(フィンテック)委員会」を新設すると発表した。同委員会では中国の実情に応じたフィンテック管理体制を構築し、フィンテックの発展が通貨政策や金融市場、決済などの分野に与える影響について研究を進め、国の金融戦略や政策策定に向けた情報を提供していく予定である。また、国内外でフィンテックに関する交流を深め、金融分野への応用を促進するとしている。同委員会は、フィンテックイノベーションを促進・奨励・支援することを旨とし、ある程度の時間・空間および試行錯誤の機会を与え、技術革新による発展促進とリスク防止のバランスを取りながら、有効な監督管理を行うことが期待されている。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 孫元捷

## 稲垣清の経済・産業情報

### 党大会の代表選出始まる

2017年下半期に開催が予定されている19回党大会の代表は、「6月までに選出すること」と指示されている(《關於党的十九大代表選舉工作的通知》中委2016年605号文件)。期限まで約2ヶ月であるが、19回党大会代表は、31地方を含む、40の選挙単位から選出されるが、選出が発表されている単位および地方は限られている。ここでは、これまでに発表された貴州、青海そして、安徽省の3つの地方における代表の特徴をみる。

#### I. 習近平が貴州代表に選出されたことの意味

報道によると、4月16日から20日にかけて、貴州省の党代表大会が開かれ、19回党大会代表が選出された。そして、国家主席の習近平が満票当選したと発表された。ただし、19回大会の貴州省代表数は公表されていない。地方の代表数は人口(貴州は4000万人)、党員数(貴州は170万人)などによって決められるが、過去の例からみて、貴州省は38人前後とみられる。

貴州代表に習近平が選出されたことは、大きな意味がある。政治局員以上の代表選出母体には、出身地、勤務経験地などの原則があると同時に、一定の“政治的配慮”がある(注)。習近平の場合、過去2回の選出単位は上海市(勤務経験地)であった。前任の胡錦濤の2012年大会での選出母体は、幼年期を過ごした江蘇省であった。

「満票当選」は胡錦濤と同じであり、代表名簿が発表される際には、トップに名前があげられるのが慣例であるが、貴州代表の名簿はまだ公表されていない。

貴州省の党大会代表数党を選出した中国共産党貴州省第12回代表大会では、同時に陳敏爾(1960年生)書記以下の今期執行部(省委常務委員)を選出した。陳敏爾は浙江省出身であり、習近平の浙江時代の部下であった。次期、党大会では政治局員への昇格と上海市などの重要都市書記就任が予想される。“ポスト・習近平”の有力候補のひとりであり、今回の習近平の貴州代表としての選出はそれを裏付ける政治的意味とみる<sup>1</sup>。

	代表数	備考
17回 (2007年)	37	・36名が選挙(配分定員)で、1名(氏名不詳)推薦 ・16回大会比2名増 ・42名が一次候補(差額率17%) ・政治局員以上の代表はなし ・習近平は上海市代表
18回 (2012年)	38	・一次名簿公表なし(差額率不詳) ・17回大会比1名増 ・政治局員以上の代表はなし ・習近平は上海市代表
19回 (2017年)	?	・習近平総書記・政治局常務委員、貴州代表として満票当選

<sup>1</sup> 中央組織部組織局編著『党組織選挙工作手冊(修訂本)』(党建读物出版社、2001年)によると、「党委、紀委の責任者と関連指導機関の主な党員責任者は、工作上の必要性を理由に、党委推薦(提名)の代表候補者として関連選挙単位、通常は指導的立場にある同志が勤務したことのある単位か原籍地)に振り分けて選出することができる。関連する選挙単位に振り分けて選出することのできる指導的立場にある党員幹部は、地方について言えば、党委常務委員、党員正副省(史、県、区)長などの行政分野での責任者、人代常務委員、政協委員、政協副委員、法院党員院長、検察院党員檢察長でなければならない」。

## II. 青海省の代表選出の特徴

貴州省の代表選出について、5月2日、青海省の一次候補者名簿が明らかになった。《關於青海省出席党的十九大代表候補人初歩人選推薦提名举工作的通知》(青海省委發2016年42号文件)によれば、候補者の事前公示期間は、5月2日から8日までであり、この一次候補者名簿に対し、意見がある場合には、青海省委組織部あてに申し立てることができる<sup>2</sup>。

この一次名簿には、王国生(書記)、王建軍(省長)、劉寧(副書記)ら「指導幹部」18名(うち、女9名)が入っているが、政治局員以上の幹部は前大会同様に入っていない。また、「生産現場黨員」15名(うち、女2名)であり、一次候補者はあわせて33名である。ちなみに、2012年の18回党大会における青海省の代表数は30名であったが、前回は一次名簿が発表されなかったため、差額率は不明である。最終名簿が前回と同じ28名とすると(1名増という報道もある)、差額率は17.8%(5名が落ちる)となり、中央の基準(15%)をクリアする。なお、一次名簿における女性比率は33%に達しており、中央の要求水準(「一定比率」とだけあるが、過去の例からみると、10から20%)を大きく上回る。

一次候補者33名を世代別にみると、指導幹部、生産現場黨員ともに、「60後」が中核世代であり、幹部では8割近くを占める。しかし、末端黨員では、「70後」および「80後」の2世代で3分の一を占める。末端黨員の最年少は「80後」にひとりであり、1989年生の劉春霞(女、蔵族)、青海電子材料産業發展有限公司工場の車間主任である。末端黨員のほとんどが、「労働模範」や「優秀専門家」からなっており、末端黨員とはいえ、各現場のエリート黨員が選ばれている。

2表 青海省の19回党大会代表一次候補者の世代別構成

	指導幹部	%	生産現場黨員	%	合計	%
「50後」	3	16.7	0	—	3	9.1
「60後」	14	77.8	6	40	20	60.6
(「65後」)	-2		-3			
「70後」	1	5.6	7	46.7	8	24.2
「80後」	0	—	2	13.3	2	6.1
合計	18	100	15	100	33	100

注:「青海党建網」の発表名簿にもとづいて作成(5月2日発表)。「65後」は内数である。

## II. 安徽省の一次候補者名簿

安徽省の一次名簿では27人がリストアップされているだけであるが、18回党大会における安徽省の代表者数は、一次名簿64人、最終名簿56人であった。差額率は14.3%であった。今回の名簿は候補者の一部であるが、最近、発足した安徽省党委の幹部は全員含まれている。

候補者名簿は大きく分けて、指導幹部と生産現場黨員からなる。「指導幹部」は書記、副書記、常務委員、主要都市の書記、市長などが含まれている。「生産現場黨員」は、末端の黨員から選ばれている。安徽省の場合には、医師、企業家、小学校長などが選ばれている。今後、最終名簿にどこまで、「生産現場黨員」が選ばれるかが注目される。

19回党大会において、中央委員が選出されるが、安徽省からは3人ないし4人が選出されるであろう。通常、書記、副書記(専従と省長)、および省都(合肥市)の書記である。現在の安徽省は、書記と副書記の党内地位が逆転している。すなわち、書記の李錦斌は黨員(「双非」)、副書記の李国英と信長星は中央候補委員である。そして、李国英は省長であり、信長星は副書記専従であるが、李国英は水利部副部長から、信長星は人力資源社会保障部副部長からの異動である。次期党大会において、書記の李錦斌は中央委員に、副書記の李国英と信長星は中央委員ないし中央候補委員に選出されることは確実である。通常、國務院副部長

<sup>2</sup> 青海省の13期党大会は2016年12月開催の12期13回大会において、2017年5月に開かれると決議されていた。全国党大会における青海代表はこの地方党大会で決定する予定であるが、そこでは最終名簿が採決される予定である。

クラスでは中央委員に選出されることはなく、地方副書記の方が党内地位は上である。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。)

**稲垣 清 三菱東京UFJ銀行(中国)顧問**

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券(香港)産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行(中国)顧問。著書に『中国進出企業地図』(2011年、蒼蒼社)、『いまの中国』(2008年、中経出版)、『中国ニューリーダーWho's Who』(2002年、弘文堂)、『中国のしくみ』(2000年、中経出版)など。





## BTMU の中国調査レポート(2017年5月)

- BTMU 中国月報第136号(2017年5月)  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j2vehz2v8uH15ace90flid0j2vejyacu34>  
国際業務部
- BTMU CHINA WEEKLY 2017/5/17  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j2sp48mlymH3e733f76lid0j2sp68aw9p>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214